

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 8 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願3		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p> <p>○質問1・・・日本国憲法も上位法である地方自治法もその対象を本条例が定義する市民ではなく、住民としている理由は何だとお考えになりますか？</p> <p>○質問2・・・本条例は主語に市民を用いている、つまり対象を市民としているのであって、明らかに憲法や地方自治法の範囲を超えていませんか？</p> <p>「市民を主語として使う」、つまり市民を対象としている法律はいくつありますか、また、法律名をお教え願えませんか？</p> <p>○質問3・・・市民参加と市民協働という文言を法令に従い、『住民及び住民以外の人々や団体の参加と協働』とすることがなぜいけないのでしょうか？こうすることで、条例の趣旨を変えることなく、法令的問題もまったく無くなるのではないのでしょうか？</p> <p>請願事項</p> <p>上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		